

「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関する  
ガイドライン（案）」に関する意見募集の結果について

【概要】

意見募集期間：平成 28 年 7 月 4 日（月）から 8 月 3 日（水）

告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）環境省及び経済産業省ホームページ掲載

意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、ファックス

【意見提出総数】

（ 1 ）意見提出者数 6 団体・個人

（ 2 ）意見数 36 件

（内訳）業界団体 2

個人又は無記名 4

【提出意見の概要及びこれに対する考え方】

提出された意見の概要及びこれに対する考え方は次に示すとおり。

提出意見 項目ごとの件数

項 目	件 数
1．背景と目的	8
2．対象範囲	12
3．用語の定義	4
4．情報提供の在り方	-
（ 1 ）基本方針	4
（ 2 ）情報提供の内容・方法	4
（ 3 ）その他	0
5．情報提供の開始時期	1
6．今後の検討	2
該当なし	1

「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン(案)」に関する意見募集について

No.	章	節	意見	意見数	意見に対する考え方
1	1	-	法令名の正式名称を記載したほうが理解し易い。	5	1ページ5行目の「水銀汚染防止法」を「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(以下「法」という。)」と、2ページ15行目の「廃棄物処理法」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」と、4ページ2行目の「水銀汚染防止法」を「法」と、各々修正します。
2	1	-	ガイドライン内での記載を統一すべき。	3	1ページ5行目の「18条」を「第18条」と、2ページ32行目の「通り」を「とおり」と各々修正します。
3	3	-	1ページの「3. 用語の定義」において、新用途水銀使用製品の定義も記載すべき。	1	1ページ22行目の「水銀使用製品:法の定義と同様(組込製品を含む。)」を「水銀使用製品・新用途水銀使用製品:法の定義と同様(組込製品を含む。)」と修正します。
4	3	-	1ページ22行目において、水銀使用製品は「法の定義と同様(組込製品を含む。)」とあるが、法の定義と合わせるべき。	2	原案のとおりとさせていただきます。「水銀使用製品」は法で「水銀等が使用されている製品」と定義されています。この定義に従えば、「水銀使用製品」が部品や材料として用いられる製品(組込製品)についても、製品の一部に「水銀等が使用されている」状態であるため、「水銀使用製品」に該当します。
5	3	-	1ページ26行目と28行目の「水銀等使用」の後にある「等」は、各々何を指しているか。	1	両者とも、例えば、廃棄時における適正分別・排出を促す内容や水銀使用製品としての取扱いに関する注意喚起が挙げられます。
6	4	(1)	1ページ35行目にある「水銀回収」について、化合物も含めて「水銀等回収」とすべき。	1	原案のとおりとさせていただきます。該当の記載は、製品に含まれる金属水銀の他、製品に含まれる水銀化合物から金属水銀を回収することも意味しています。
7	4	(1)	2ページ13行目にある「水銀含有量」について、化合物も含めて「水銀等含有量」とすべき。	1	原案のとおりとさせていただきます。製品の水銀含有量については、製品に水銀化合物が使用されている場合であっても、金属水銀の量に換算して示すことを想定しています。
8	4	(1)	2ページ17行目にある「水銀」について、化合物も含めて「水銀等」とすべき。	1	原案のとおりとさせていただきます。「水銀そのものが容易に見えるか否か」によって水銀使用製品かどうか判別できる製品としては、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計等を想定しております。水銀化合物を使用する製品の場合、視認による確認が困難であるため、ここでは金属水銀を使用する製品の場合のみを想定しています。
9	4	(2)	2ページ35行目にある「廃棄物処理法等」の「等」は何を指しているか。	1	例えば、業界団体による自主的な回収・適正処理を挙げることができます。
10	4	(2)	2ページ36行目にある「水銀使用箇所」「水銀含有量」は、各々「水銀等使用箇所」「水銀等含有量」と記載すべき。	1	2ページ36行目の「水銀使用箇所」を、「水銀等の使用箇所」と修正します。「水銀含有量」については、原案のとおり(水銀の含有量)とさせていただきます。製品の水銀含有量については、製品に水銀化合物が使用されている場合であっても、金属水銀の量に換算して示すことを想定しています。
11	5	-	4ページ3行目にある「当該施行時期に関わらず」について、「当該施行時期前においても」とすべき。	1	4ページ3行目の「当該施行時期に関わらず」を「当該施行日以前においても」と、また4ページ4行目の「当該規定の施行時期以降」を「当該規定の施行日以降」と修正します。
12	6	-	4ページ7行目にある「同条」について、何を指しているのか明確となるように修正すべき。	1	水銀汚染防止法第18条を指します。4ページ7行目と13行目にある「同条」を「法第18条」と修正します。
13	6	-	4ページ14行目にある「措置」について、水銀汚染防止法附則第8条で規定する法施行後5年以降に講ずる措置とは別のものか。水銀汚染防止法附則の規定と併せるべきではないか。	1	原案のとおりとさせていただきます。これらは別のものを指します。水銀汚染防止法附則第8条で規定する「措置」は、水銀汚染防止法の施行状況について検討を加え、必要があると認められる場合に法令改正等の措置を講ずるものです。一方、4ページ14行目にある「措置」は、表示等の情報提供の状況を踏まえ必要に応じて、ガイドラインの見直し等の措置を講ずるものです。
14	4	(2)	GHS表示のように、国際的に統一された表示で、どの国の方が見ても分かることが重要。	1	今後の参考とさせていただきます。

No.	章	節	意見	意見数	意見に対する考え方
15	4	(1)	パッケージや添付文書は使用段階で廃棄される、または製品そのものと別の場所に保管され、忘れ去られる可能性が大きい。ガイドラインでも、優先順位の1番として製品本体表示が書かれているところ、製品本体表示がされていれば、廃棄時に忘れ去られるリスクが減少する。製品本体への表示を義務化すべき。	1	事業者による表示等情報提供に関しては、水銀汚染防止法第18条において「努めなければならない」と規定されているところです。御指摘のとおり、製品廃棄時における分かりやすさ等の観点では製品本体への表示が優先されます。一方、製品の種類・特性等の状況により製品本体への表示が困難なものもあります。このことも踏まえ、業界団体へは、製品本体への表示が優先されること、製品本体への表示が難しいものについても効果が大きいと考えられる情報提供を行うことが適当であることについて周知していく他、取組状況の社会的共有を図っていくこととしています。
16	2	-	水銀使用製品であるチメロサル入りのワクチン(医療用医薬品)については、その使用者である医師及び医療関係者に対して、製品の添付文書にて含量が記載されており、今回のガイドラインに基づく更なる情報提供や自主ガイドラインの作成の必要はないと理解してよいか。	4	「1. 背景と目的」に記載されているとおり、本ガイドラインは表示等の情報提供の望ましい在り方を解説するものであり、具体的な情報提供の方法に関しては、水銀使用製品の適正分別・排出の確保等を図るべく、個別具体的に判断することとなります。
17	4	(2)	水銀使用製品の適正な分別の重要性について、意識啓発を行うべき。	1	今後の参考とさせていただきます。4ページ7行目で「業界団体の自主ガイドラインの策定等の取組について、同条施行に当たり、社会的に共有する機会を設けることが望ましい」としており、本ガイドラインの内容及び業界による取組等について、周知・啓発に努めます。
18	2	-	水銀汚染防止法第18条の施行(平成28年12月18日)によって、廃棄物の処理方法に変更はないと理解してよいか。チメロサルを含む医薬品は別途環境省で検討されている“水銀使用製品産業廃棄物”には該当せず、従前どおり医療廃棄物として処理すればかまわないという理解でよいか。	8	廃棄物の処理方法については、今回の意見募集の対象外です。水銀汚染防止法第18条は水銀使用製品の表示等情報提供に関する製造又は輸入事業者の責務規定であり、廃棄物の処理方法は今後担当部局において検討される予定です。今後の参考として担当部局と共有します。
19	-	-	水銀使用製品についてデポジット制度を導入してはどうか。	1	いただいた御意見に関しては、今後の参考として担当部局と共有します。